

釧路港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 25 年 1 月

釧路港港湾管理者

釧 路 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年 9月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成23年11月 交通政策審議会第46回港湾分科会

の議を経た釧路港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1. 小型船だまり計画（変更）	2
II 土地造成及び土地利用計画	3
1. 土地利用計画（変更）	3

変更理由

小型船の利用環境の変化に対応し、周辺環境に調和した利用を促進するため、釧路川地区において、小型船だまり計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1. 小型船だまり計画（変更）

小型船の利用環境の変化に対応するため、小型船だまり計画を変更する。

[小型船だまり計画]

1 東港区釧路川地区

物揚場 水深 2 m 延長 1, 1 6 0 m [既設の変更計画]

埠頭用地 6 h a [既設の変更計画]

既設

物揚場 水深 2 m 延長 1, 7 7 9 m

埠頭用地 6 h a

Ⅱ 土地造成及び土地利用計画

1. 土地利用計画（変更）

小型船だまり計画の変更に対応し、周辺環境に調和した利用を促進するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	都市 機能 用地	合計
東港区	釧路川地区	(6) 6	(9) 9	13	(15) 28

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

既定計画

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	都市 機能 用地	合計
東港区	釧路川地区	(6) 6	(9) 9	13	(15) 28

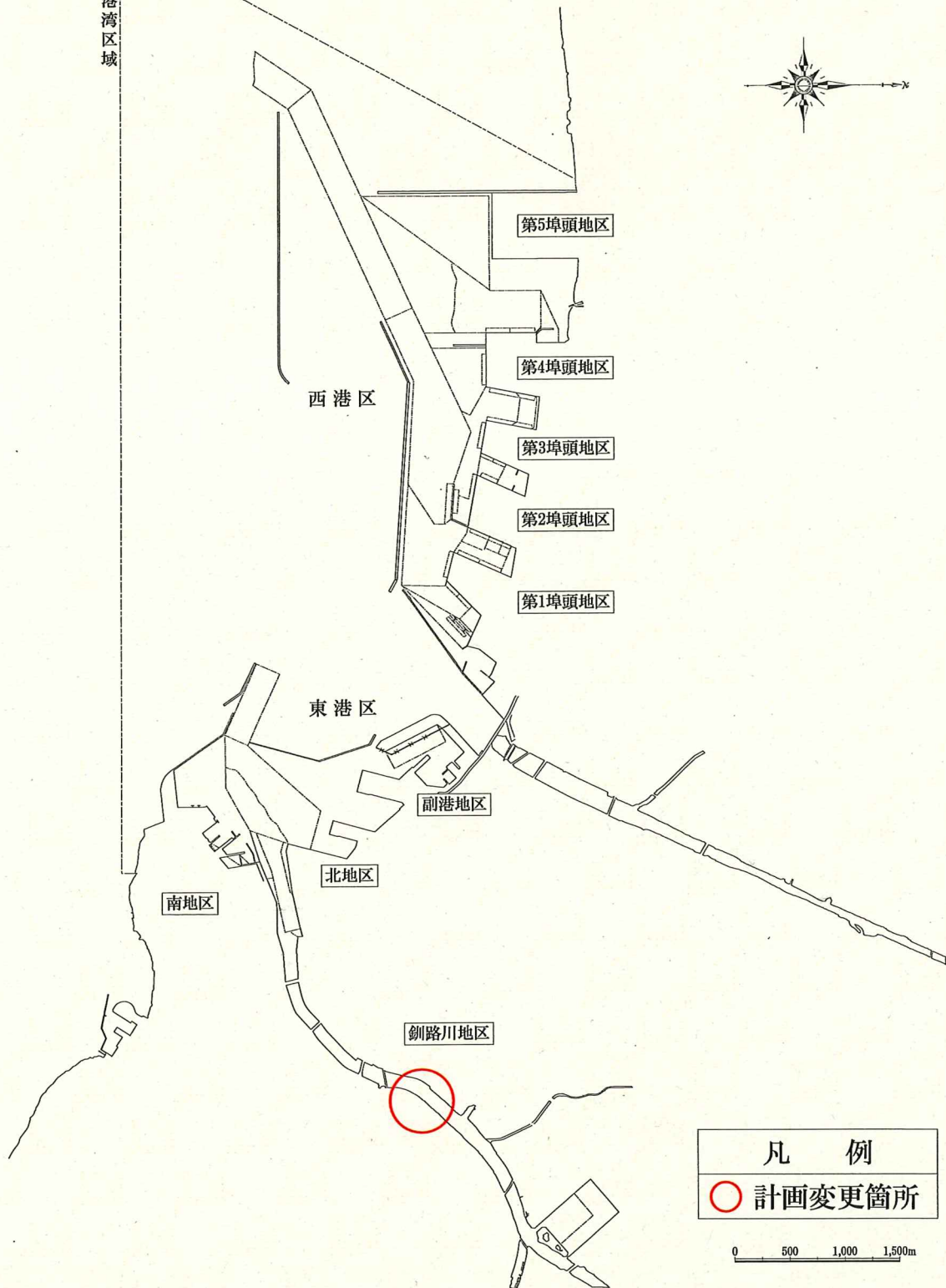
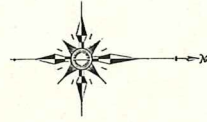
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

釧路港港湾計画位置図

釧路港
港湾区域



凡 例

○ 計画変更箇所

0 500 1,000 1,500m

